



JASDAQ

平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 テ ノ ッ ク ス  
代 表 者 名 代表取締役社長 菱 山 保  
( J A S D A Q ・ コード 1 9 0 5 )  
問 合 せ 先 総務部長 谷 山 敦 之  
電 話 0 3 - 3 4 5 5 - 7 7 5 8

## 内部統制システムに関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 18 日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、本日開催の当社第 46 回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

### 記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役は取締役会に対し、法令遵守の誓約書を提出する。
  - (2) コンプライアンス規程を制定し、法令遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
  - (3) コンプライアンス等委員会を設置し、企業倫理の確立、法令遵守の徹底を図るための教育・啓蒙活動を行う。
  - (4) 法令違反や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、周知する。
  - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然として対応する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る文書については、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
  - (2) 取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合も、速やかに閲覧可能な状態で保存・管理する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクの把握、管理、対応策策定のためのリスク管理規程を定める。
  - (2) コンプライアンス等委員会は、リスク管理の状況について、3 ヶ月に 1 度以上、代表取締役に報告しなければならない。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を随時開催し、経営方針および経営戦略の立案ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
  - (2) 業務執行にあたって、職務権限規程などの社内規程に基づき、適切かつ効率的に職務を行う。
  
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役・使用人は、営業成績、財務状況およびその他重要な情報を定期的に当社取締役会に報告を行う。
  - (2) 当社および子会社は、リスク管理規程の共有により、リスクの把握および適切な対策を講じる。また当社の内部監査部門がリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い当社の代表取締役に報告する。
  - (3) 当社は、子会社の取締役等から事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な案件について事前協議を行う。
  - (4) 当社は、子会社の取締役または監査役を、当社の取締役または使用人から選任して派遣し、子会社の取締役会の職務執行において、ガバナンスの確保とコンプライアンスに関わる課題の対処を行う。
  
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人ならびにその独立性に関する事項
  - (1) 監査等委員会は、必要に応じてその職務を補助する取締役および使用人を置くことを代表取締役に求めることができる。
  - (2) 前項に定める使用人の任免、考課等については、監査等委員会と事前協議のうえで行ない、補助期間内における当該使用人への指示・命令は、監査等委員会が行う。
  
7. 当社の監査等委員会への報告を確保するための体制
  - (1) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、当該会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、および報告を受けたときは直ちに監査等委員会に報告する。
  - (2) 常勤の監査等委員は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
  
8. 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、内部通報規程に基づき監査等委員会への通報・相談を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
  
9. 当社の監査等委員の職務の執行 (監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項  
当社は、監査等委員より職務の執行に関して生ずる費用の請求があったときは、当該請求が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
  
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換や情報交換を通じて緊密に連携し、必要に応じて報告を求める。
  - (2) 各監査等委員は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、その職務の執行に必要な場合は、社内で開催される重要な会議に出席することができる。また、社内および子会社の業務執行状況の報告を受ける。

以上